

都市利便増進協定 協定書（例） 国交省 HP 掲載のもの。協定の記載例を示したもの

■■■地区都市利便増進協定書

●●●（以下「甲」という。）、●●●（以下「乙」という。）及び●●●（以下「丙」という。）は、次のとおり都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第72条の3第1項の都市利便増進協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、■■■地区において、都市利便増進施設の一体的な整備及び管理を行うことを目的とする。

（協定区域）

第2条 本協定の対象となる協定区域は、■■市■■区■■及び■■のうち、別図1に示すとおりとする。

（財産区分）

第3条 協定区域の財産区分は、別図2に示すとおりとする。

（都市利便増進施設の種類及び位置）

第4条 本協定の対象とする都市利便増進施設の種類及び位置は、別図3に示すとおりとする。

（都市利便増進施設の一体的な整備の方法及び整備に要する費用の負担の方法）

第5条 第4条で規定した都市利便増進施設を、本協定の締結者が所有する土地に設置する場合、土地所有者は、当該施設の設置に伴う土地の占用に係る費用を要求しないものとする。

2 第4条で規定した都市利便増進施設の整備に係る費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

（都市利便増進施設の一体的な管理の方法及び管理に要する費用の負担の方法）

第6条 第4条で規定した都市利便増進施設の日常管理業務は甲が実施することとし、また、日常管理に要する費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

（都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関するその他の事項）

第7条 協定締結者は、第4条で規定した都市利便増進施設を活用して、まちの賑わいの創出に資するイベント等の活動を行うことができる。その企画及び実施は、協定締結者が協力して行うこととする。

（都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続）

第8条 本協定を変更又は廃止する場合には、協定締結者全員の合意を得た上で、市町村長の認定を受けなければならない。

都市利便増進協定 認定要領・申請様式・協定書(例)

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定区域において都市利便増進施設が設置・供用される期間とする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 本協定に定める事項に違反した者があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

2 前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、協定締結者間で別途協議の上処理するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ■■■市■■■
●●●まちづくり株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 印

乙 ■■■市■■■
●●●株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 印

丙 ■■■市■■■
●●●市
市長 ●● ●● 印

都市利便増進協定の例 札幌駅・大通駅周辺地区 国交省 HP 掲載の資料から引用

注)今年2月に協定締結

下の協定書案には、道路占用料の話は書かれていないが、協定締結者がまちづくり会社と直轄国道を管理する国交省北海道開発局であることなどから、7月に国交省道路局が出した「占用料9割減免」の通達は、この案件を睨んだものと推定される

都市再生整備計画（案）（札幌駅・大通駅周辺地区）では、都市利便増進協定が新たに付け加えられることを目指しており、札幌大通まちづくり株式会社、北海道開発局により、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第72条の3第1項の都市利便増進協定の締結に向けた検討を行っている。本協定（案）では、札幌市大通地区のうち、一般国道36号駅前通（南1条通～南4条通）において都市利便増進施設の一体的な整備及び管理を行うことをその内容としている。

図表 大通地区における都市利便増進協定書（最終案）

大通地区（駅前通：食事施設、休憩施設、購買施設、広告等）都市利便増進協定書（最終案）

札幌大通まちづくり株式会社（以下「甲」という。）及び北海道開発局（以下「乙」という。）は、次のとおり都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第72条の3第1項の都市利便増進協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、一般国道36号大通地区において、甲が都市利便増進施設の一体的な整備及び管理を行うことに関し、締結するものである。

（協定区域）

第2条 本協定の対象となる協定区域は、札幌市大通地区のうち、一般国道36号駅前通（北大通～南4条通）、別図1に示すとおりとする。

（財産区分）

第3条 協定区域の財産区分は、別表1に示すとおりとする。

（都市利便増進施設の種類及び位置）

第4条 本協定の対象とする都市利便増進施設の種類の別表1に、位置は別図2に示すとおりとする。

（都市利便増進施設の一体的な整備の方法及び整備に要する費用の負担の方法）

第5条 第4条で規定した都市利便増進施設の整備に係る費用は、甲が負担するものとする。費用負担の方法は別表1に示すとおりとする。

- 2 第4条で規定した都市利便増進施設の整備は、別途、実施される路面電車のループ化整備事業や、その施工内容（施工範囲、施工ヤード）等との整合を図るよう、甲が関係者と必要な調整等を行う。

（都市利便増進施設の一体的な管理の方法及び管理に要する費用の負担の方法）

第6条 第4条で規定した都市利便増進施設の日常管理業務は甲が実施することとし、また、甲は前述の協定区域内について以下を実施する。詳細は別表2に示すとおりとする。

- (1) 都市利便増進施設及び周辺（施設を設置しない歩道部を含む）の清掃、美化活動の実施
- (2) 施設周辺における、放置自転車の整序の実施
- (3) 施設周辺に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知
- (4) 違法広告物の撤去の実施、良好な景観の保全

- 2 前項の管理に要する費用は、甲が都市利便増進施設において実施する事業で得た収益の一部を充当する。
- 3 第1項の甲が実施する都市利便増進施設の日常管理業務については、甲が第3者と締結する都市利便増進施設の利用に関する契約等に基づき、甲の責任において第3者に委託してもかまわない。

(都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関するその他の事項)

第7条 甲は、第4条で規定した都市利便増進施設を活用して、まちの賑わいの創出に資するイベント等の活動を行うことができる。

(都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続)

第8条 本協定を変更又は廃止する場合には、甲乙の協議により合意を得た上で、札幌市長の認定を受けるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定区域において都市利便増進施設が設置・供用される期間とする。また、本協定は、札幌市による認定を受けた以降、有効とする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 本協定に定める事項に違反した者があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

(その他)

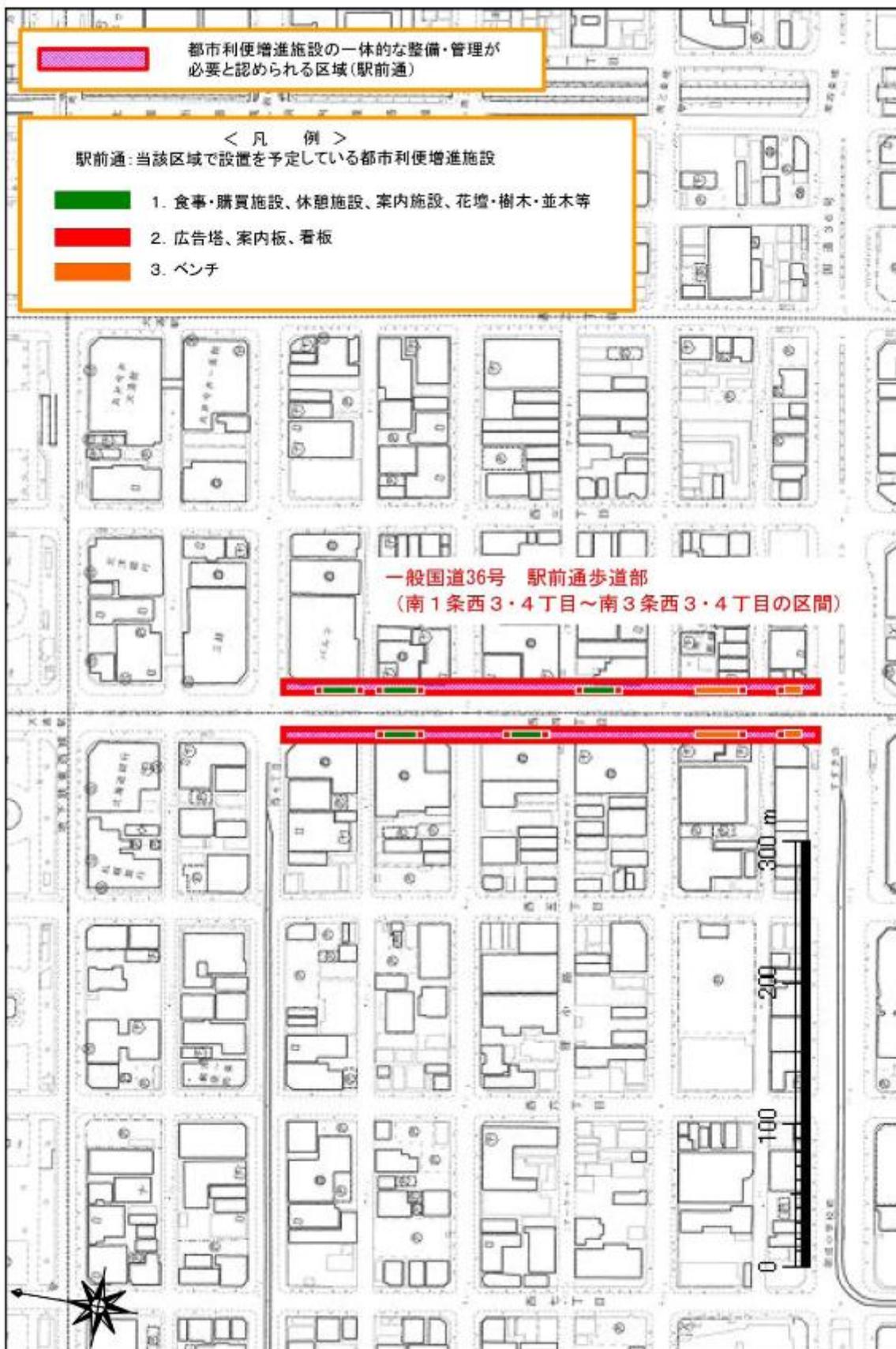
第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、甲乙で別途協議を行い対応するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 月 日

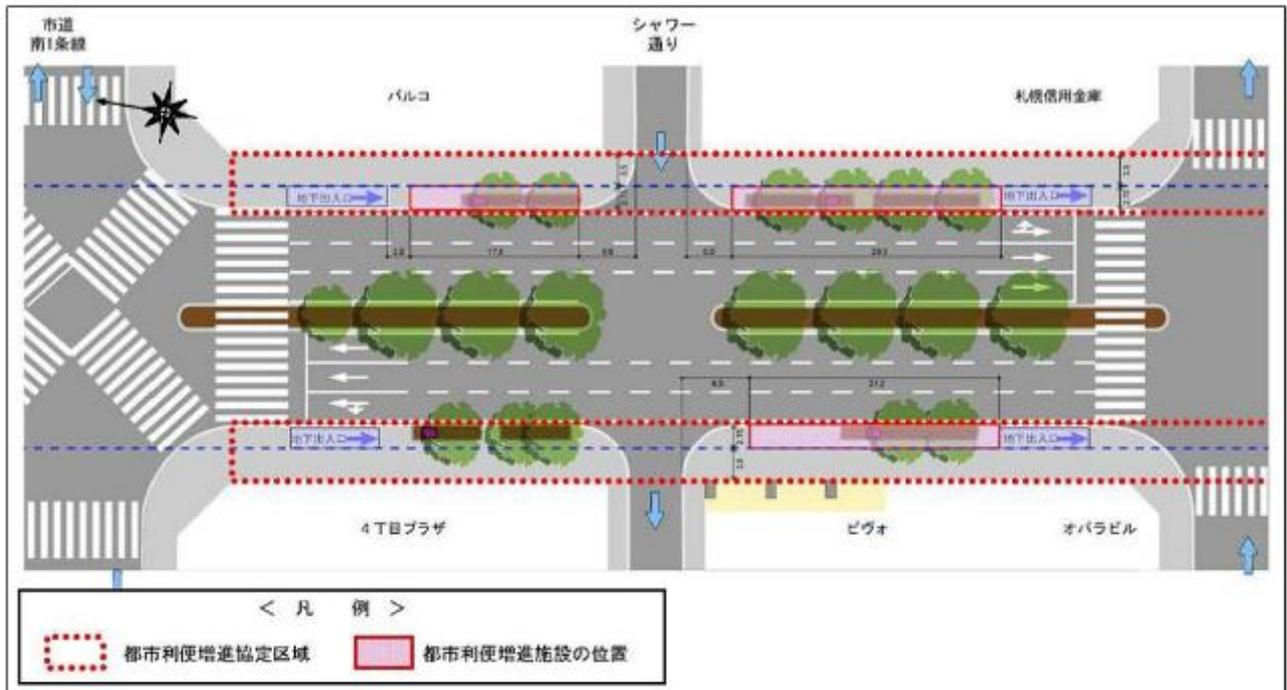
甲	札幌市中央区南3条西3丁目11番地	メッセビル4階	
	札幌大通まちづくり株式会社		
	代表取締役社長	廣川 雄一	印
乙	札幌市北区北8条西2丁目	第1合同庁舎	
	国土交通省北海道開発局		
	局長	関 博之	印

図表 協定区域図



図表 都市利便増進施設の位置イメージ

(南1条西3～4丁目(南)、南2条西3～4丁目(北))



また、協定区域における財産区分、都市利便増進施設の種類の種類、整備のための費用負担の方法、及び都市利便増進施設の一体的な管理の方法及び管理に関する費用負担の方法については以下の通りである。

**図表 協定区域における財産区分、都市利便増進施設の種類の種類
整備のための費用負担の方法**

都市利便増進施設の種類の種類 (規則第12条の2)等	施設等名称	財産区分	整備のための費用負担方法
協定区域	(道路用地)	国	—
食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの	・デッキ ・テーブル ・イス ・施設(調理場) ・常設の小規模売店	札幌大通まちづくり株式会社	国及び札幌市の補助等を活用し、札幌大通まちづくり株式会社が整備。
広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの	・広告塔 ・施設等の看板	札幌大通まちづくり株式会社	国及び札幌市の補助等を活用し、札幌大通まちづくり株式会社が整備。
アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの	・屋外ベンチ	札幌大通まちづくり株式会社	既存のものを活用するほか、不足分等の整備は、国及び札幌市の補助等を活用し、札幌大通まちづくり株式会社が整備。
彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの	・プランター ・街路樹	札幌大通まちづくり株式会社 国	 (道路附属物としての街路樹)